

平成 25 年 5 月 29 日

各 位

建設廃棄物協同組合

第 38 期通常総会の開催結果について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素よりご支援、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本日（5月29日）第38期通常総会を別紙1のとおり開催いたしましたのでご案内いたします。本総会では、すべての議案が可決され、新しい役員が選出されました。その概要は下記のとおりです。

記

1. 平成 25 年度事業計画について

組合の基本となる「適正処理の確保」と「相互扶助」を軸に、組合員のための活動を別紙1のとおり進めます。本年度に青年部をスタートさせます。また、平成26年度に40周年を迎えるため、その準備をスタートさせるべく実行委員会を設置します。（別紙2）

2. 「大規模災害時における産業廃棄物相互受入支援等に関する規約」制定について

BCP（事業継続計画）の一環として、大規模災害時における組合員相互扶助に関する規約を新たに制定することが議決されました。（別紙3）

これに基づき、当組合では再委託契約書書式の整備等を図っていきます。

3. 理事及び監事改選について

第39期、40期（平成25年度、26年度）の役員が選挙され、新たな役員が選任され、同日開催の臨時理事会において、三役が決定いたしました。（別紙4）

以上

本件に関するお問い合わせ先
建設廃棄物協同組合 事務局
電話番号：03-5159-8171

(別紙 1)

建設廃棄物協同組合
第38期通常総会次第

日 時 平成25年5月29日(水) 14時30分～

場 所 東京都中央区京橋二丁目6番7号

京橋区民館 2号・3号室

1. 開会の辞

2. 理事長挨拶

3. 出席状況報告

4. 議長選任

5. 議案審議

第1号議案 平成24年度事業報告書及び決算関係書類承認の件

第2号議案 平成25年度事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

第3号議案 役員報酬決定の件

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 定款変更認可申請における字句の一部修正委任の件

第6号議案 規約制定及び規約一部変更の件

第7号議案 理事及び監事改選の件

6. 閉会の辞

平成25年度事業計画

<重点課題>

事業方針に基づき、以下の事項を重点課題として取り組んでいく。

- ①適正処理の確保・リサイクルの推進のために次の活動を行う（処理業界の先導的活動）
 - ・新自主管理システムを継続・発展させる
 - ・二次処理先の開拓、リサイクル方法の開発を目指す
 - ・ふるい下残さ、再生砕石、建設汚泥等の再利用方法を開発、開拓する
 - ・適正処理単価の確保を目指す
- ②相互扶助のために次の活動を行う（組合員のための活動）
 - ・相互扶助および組合財政強化のため共同購買の拡充を図る
 - ・大規模災害時における事業継続のための取り組みを進める
 - ・教育・研修の拡充を図る
- ③40周年記念事業実行委員会の準備
 - ・実行委員会を設置し記念事業の企画立案を行う
 - ・記念事業費として、25、26年度の2カ年にわたり300万円を余剰金より充当して予算化する
- ⑤東日本大震災の復旧・復興への支援のために活動する（組合の社会貢献）
 - ・引き続きがれき処理や被災地の復興の支援について、組合としてできることに取り組む
- ⑥上記の活動を展開するための強固な組合基盤を構築するために次の活動を行う
 - ・組合員の拡大
 - ・青年部の創設
 - ・レクリエーション等組合員交流の拡充

大規模災害時における産業廃棄物相互受入支援等に関する規約

(目的)

第1条 本規約は、大震災等大規模災害により被害が発生し、組合員が一時的に事業継続困難となった場合において、組合員相互における協力支援及び組合の役割に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力支援の内容)

第2条 組合は、大震災等大規模災害により被害が発生し、組合員のいずれかが被災し、一時的に事業継続困難となった場合において、被災を免れた組合員の処理施設への受入要請、再委託契約等の調整窓口となる。
また被災した組合員は被災を免れた組合員に産業廃棄物の受入支援等を要請できるものとし、被災を免れた組合員はその要請に応じて産業廃棄物の受入等を行うものとする。

(情報提供)

第3条 組合は、組合員の被災状況、支援要請を把握し、これを取りまとめて、組合員にその情報を提供する。

(要請の方法)

第4条 被災した組合員の組合に対する支援要請は、次の各号に掲げる事項を文章または口頭で行うものとする。なお、組合が被災し、業務を行えない場合には、組合員相互で行うものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 支援要請の理由及び支援の内容
- (3) 予想される支援期間
- (4) 受入支援の場合、排出事業者及び受託している産業廃棄物に関する情報
- (5) その他必要な事項

(費用等)

第5条 再委託の際の収集運搬費及び処分費については、原則として原契約の通りとする。ただし、これによりがたい場合は、組合員相互で協議し別途定めることができる。なお、その支払方法等については、組合立会いのもと別途協議する。

(支援期間)

第6条 産業廃棄物受入支援等の期間は、受入を開始した日から1ヶ月以内とする。但し、その期間を延長する必要がある場合には、組合及び組合員相互で協議するものとする。

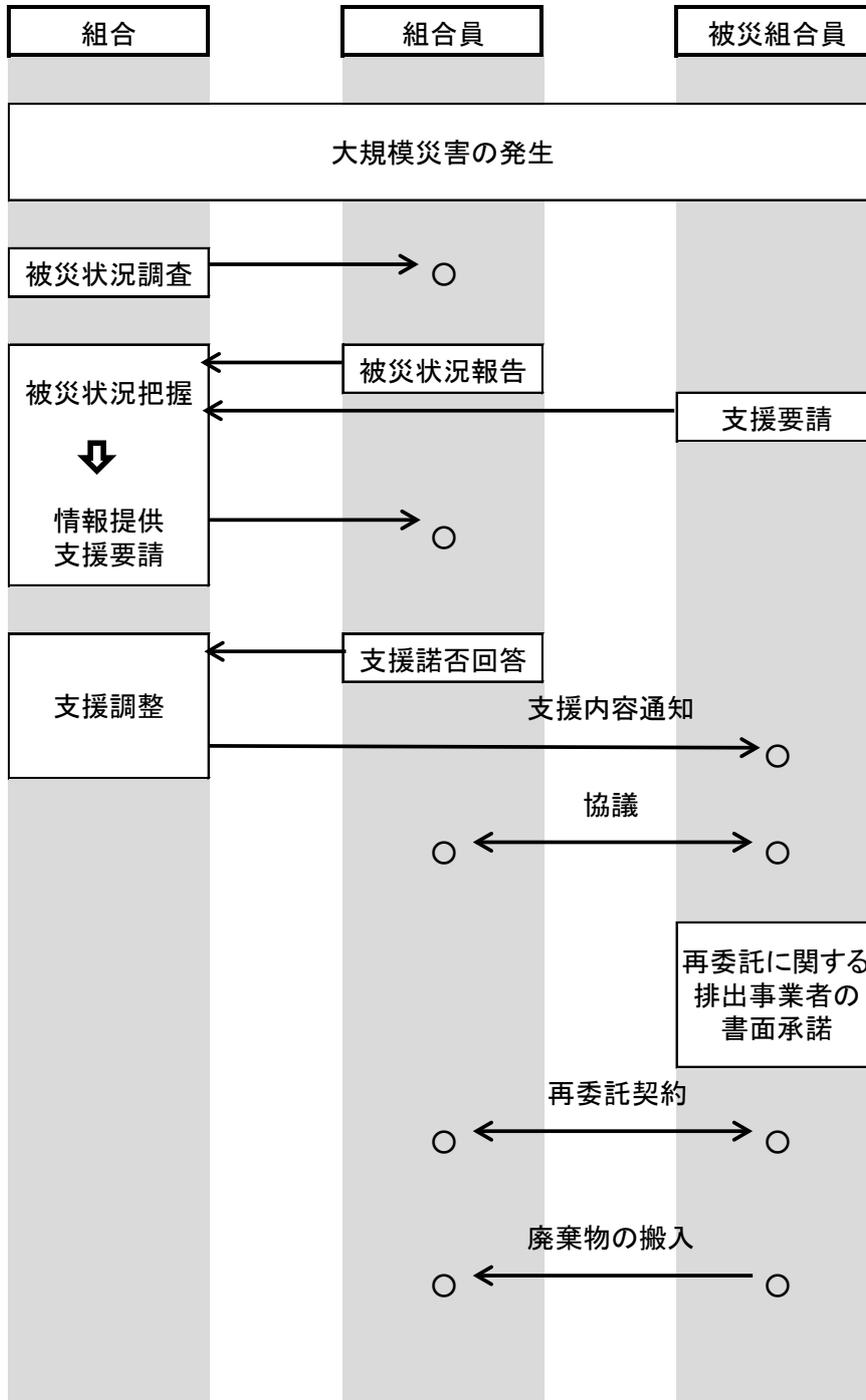
(協議)

第7条 本規約に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、組合及び組合員相互で協議するものとする。

(附則)

この規約は、平成25年5月29日から施行する。(通常総会採決日)

大規模災害時における産業廃棄物相互受け入れ支援等に関する業務フロー



(別紙 4)

平成 25 年度新役員一覧表

理 事 長	島田 啓三 (員外)
副理事長	伊勢 文雄 (東明興業株式会社)
副理事長	浅尾 洋和 (株式会社エコワスプラント)
理 事	小林 景子 (株式会社 IWD)
理 事	有田 一成 (株式会社エコ・ファクトリー)
理 事	岡林 健二 (株式会社共同土木)
理 事	吉田 昌美 (コトブキ環境株式会社)
理 事	飯野 信彦 (株式会社昇鋭)
理 事	河島 永鎮 (株式会社ユーワ)
理 事	加瀬 博章 (ワイエム興業株式会社)
監 事	光田 栄吉 (株式会社光洲産業)
監 事	越智 晶 (リファインバース株式会社)